

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230417	佐々木運輸株式会社 (法人番号 1260001013486) 代表 者今石智昭	岡山県倉敷市黒石113-13	本社営業所	岡山県倉敷市黒石113-13	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和4年11月9日及び同年12月12日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
20230421	株式会社モリワキ(法人 番号1260001018122) 代表者森脇博昭	岡山県小田郡矢掛町東三 成3587	本社営業所	岡山県小田郡矢掛町東三 成2044-1	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項第1 号及び同条4項	令和4年6月29日及び同年8月4日、酒気帯び運転による事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の不実記録(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
20230421	四国三共運送株式会 社(法人番号 3470001008042) 代表 者木村智子	香川県善通寺市中村町 505-8	尾道事業所	広島県尾道市美ノ郷町本 郷1番地125	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条4項	令和4年6月29日、同年9月29日及び同年11月11日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3